

改正後	改正前
<p>(28) <u>残余利益分割法</u> <u>利益分割法のうち措置法施行令第 39 条の 112 第 7 項第 1 号ハに掲げる方法をいう。</u></p> <p>(29) <u>取引単位営業利益法</u> <u>措置法施行令第 39 条の 112 第 7 項第 2 号及び第 3 号に掲げる方法をいう。</u></p> <p>(30) <u>無形資産</u> <u>措置法通達 68 の 88(3)－3 の(注) 1 に定める無形資産をいう。</u></p> <p>(31)</p> <p>(32)</p> <p>(33)</p> <p>(34)</p> <p>(35)</p> <p>(36)</p> <p>(37)</p> <p>(38)</p> <p>(39)</p> <p>(40)</p>	<p>(追 加)</p> <p>(20) <u>取引単位営業利益法</u> <u>措置法施行令第 39 条の 112 第 8 項第 2 号から第 4 号に掲げる方法をいう。</u></p> <p>(21) <u>無形資産</u> <u>措置法通達 68 の 88(2)－3 の(8)に規定する無形資産をいう。</u></p> <p>(22)</p> <p>(23)</p> <p>(24)</p> <p>(25)</p> <p>(26)</p> <p>(27)</p> <p>(28)</p> <p>(29)</p> <p>(30)</p> <p>(31)</p>
<p>(基本方針)</p> <p>1－2</p> <p>(1) 連結法人の国外関連取引に付された価格が<u>非関連者間取引</u>において通常付された価格となっているかどうかを十分に検討し、問題があると認められる取引を把握した場合には、市場の状況及び業界情報等の幅広い事実の把握に努め、算定方法・比較対象取引の選定や差異調整等についての的確な調査を実施する。</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p>	<p>(基本方針)</p> <p>1－2</p> <p>(1) 連結法人の国外関連取引に付された価格が<u>非関連者間の取引</u>において通常付された価格となっているかどうかを十分に検討し、問題があると認められる取引を把握した場合には、市場の状況及び業界情報等の幅広い事実の把握に努め、算定方法・比較対象取引の選定や差異調整等についての的確な調査を実施する。</p> <p>(2)・(3) (同 左)</p>

改正後	改正前
<p>第2章 調査</p> <p>(調査に当たり配意する事項)</p> <p>2-2</p> <p>(1) 連結法人の国外関連取引に係る事業と同種で、規模、取引段階その他の内容が<u>おおむね</u>類似する複数の<u>非関連者間取引</u>（以下「比較対象取引の候補と考えられる取引」という。）に係る利益率等の範囲内に、国外関連取引に係る利益率等があるかどうかを検討する。</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>(推定規定又は同業者に対する質問検査規定の適用に当たっての留意事項)</p> <p>2-5</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>(1)の提示又は提出を求める場合には、独立企業間価格の算定に必要と認められる範囲内において、連結法人に対し期日を定めて当該提示又は提出を求める。</u></p> <p><u>また、当該期日は、当該連結法人の意見を聴取した上で当該提示又は提出の準備に通常要する期間を斟酌して定めることとし、当該期日までに当該提示又は提出がない場合で、当該連結法人がこれをできなかったことにつき合理的な理由が認められるときには、当該連結法人の意見を再聴取し、改めて期日を定める。</u></p> <p><u>(注) 1 連結法人が独立企業間価格を算定している場合には、当該連結法人が当該算定に用いた書類に基づき独立企業間価格の算定ができるかどうかを検討し、当該書類以外の書類の提示又は提出を求める必要があるかどうかを判断する。</u></p>	<p>第2章 調査</p> <p>(調査に当たり配意する事項)</p> <p>2-2</p> <p>(1) 連結法人の国外関連取引に係る事業と同種で、規模、取引段階その他の内容が<u>概ね</u>類似する複数の<u>非関連取引</u>（以下「比較対象取引の候補と考えられる取引」という。）に係る利益率等の範囲内に、国外関連取引に係る利益率等があるかどうかを検討する。</p> <p>(2)・(3) (同 左)</p> <p>(推定規定又は同業者に対する質問検査規定の適用に当たっての留意事項)</p> <p>2-5</p> <p>(1)</p> <p><u>(注) 1 (1)の提示又は提出を求める場合には、必要と認められる範囲内において、連結法人に対し期日を定めて当該提示又は提出を求める。</u></p> <p><u>また、当該期日は、当該連結法人の意見を聴取した上で当該提示又は提出の準備に通常要する期間を斟酌して定める。</u></p> <p>2 (1)の提示又は提出を求める場合において、<u>連結法人が独立企業間価格を算定しているときには、当該連結法人が当該算定に用いた書類に基づき独立企業間価格の算定ができるかどうかを検討し、当該書類以外の書類の提示又は提出を求める必要があるかどうかを判断する。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>2 当該提示又は提出に係る期日の再設定を繰り返し行った結果、当初の期日から相当の期間が経過した場合において、それ以後の書類の提示又は提出が見込まれないときには、連結法人に対し、「第6項に規定する書類が遅滞なく提示又は提出されなかったため措置法第68条の88第6項又は同条第8項の適用要件を満たす」旨を説明する。</u></p> <p><u>3 連結法人が定められた期日までに当該提示又は提出をできなかったことにつき合理的な理由が認められる場合には、例えば、当該連結法人が災害によりこれをできなかった場合が該当する。</u></p> <p>(3)</p> <p>(4) 措置法第68条の88第8項の規定を適用して把握した非関連者間取引を比較対象取引として選定した場合には、当該選定のために用いた条件、当該比較対象取引の内容、差異の調整方法等を連結法人及び当該連結法人に係る連結親法人に対し<u>十分説明</u>するのであるが、この場合には、国税通則法第126条((職員の守秘義務規定))の規定に留意するとともに、当該説明を行った事実を記録する。</p> <p>(独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法による金銭の貸借取引の検討)</p> <p>2-7 連結法人及び国外関連者がともに業として金銭の貸付け又は出資を行っていない場合において、当該連結法人が当該国外関連者との間で行う金銭の貸付け又は借入れについて調査を行う<u>ときには、必要に応じ、次に掲げる利率を独立企業間の利率として用いる独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法の適用について検討する。</u></p> <p>(1) <u>国外関連取引の借手が、非関連者である銀行等から当該国外関連取引と通貨、貸借時期、貸借期間等が同様の状況の下で借り入れたとした場合に</u></p>	<p>(2)</p> <p>(3) 措置法第68条の88第8項の規定を適用して把握した非関連者間取引<u>(措置法通達68の88(2)-1に規定する非関連者間取引をいう。以下同じ。)</u>を比較対象取引として選定した場合には、当該選定のために用いた条件、当該比較対象取引の内容、差異の調整方法等を連結法人及び当該連結法人に係る連結親法人に対し説明するのであるが、この場合には、国税通則法第126条((職員の守秘義務規定))の規定に留意するとともに、当該説明を行った事実を記録する。</p> <p>(措置法通達68の88(6)-4に定める方法以外の方法による金銭の貸借取引の検討)</p> <p>2-7 連結法人及び国外関連者がともに業として金銭の貸付け又は出資を行っていない場合において、当該連結法人が当該国外関連者との間で行う金銭の貸付け又は借入れについて調査を行う<u>に当たり、措置法通達68の88(6)-4に定める方法のいずれも適用できないときは、次により計算した利率を独立企業間の利率として、当該貸付け又は借入れに付された利率の適否を検討する。</u></p> <p>(追加)</p>

改正後	改正前
<p><u>付されるであろう利率</u></p> <p>(2) 国外関連取引の貸手が、<u>非関連者</u>である銀行等から<u>当該国外関連取引と通貨、貸借時期、貸借期間等が同様の状況の下で借り入れたとした場合に付されるであろう利率</u></p> <p>(3) 国外関連取引に係る資金を、当該国外関連取引と通貨、取引時期、期間等が同様の状況の下で国債等により運用するとした場合に<u>得られる</u>であろう利率</p> <p>(注) 1. <u>(1)、(2)及び(3)に掲げる利率を用いる方法の順に、独立企業原則に即した結果が得られることに留意する。</u></p> <p>2. <u>(2)に掲げる利率を用いる場合においては、国外関連取引の貸手における銀行等からの実際の借入れが、(2)の同様の状況の下での借入れに該当するときには、当該国外関連取引とひも付き関係にあるかどうかを問わないことに留意する。</u></p> <p>(役務提供)</p> <p>2-8 役務提供について調査を行う場合には、次の点に留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(注) 無形資産が役務提供を行う際に使用されているかどうかについて調査を行う場合には、役務の提供と無形資産の使用は概念的には別のものであることに留意し、役務の提供者が当該役務提供時に<u>どのような無形資産を用いているか、当該役務提供が役務の提供を受ける法人の活動、機能等にどのような影響を与えているか等について検討を行う。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(原価基準法に準ずる方法と同等の方法による役務提供取引の検討)</p>	<p>(1) 国外関連取引の貸手が<u>非関連者</u>である銀行等から通貨、貸借時期、貸借期間等が同様の状況の下で借り入れたとした場合に<u>通常付されたであろう利率</u></p> <p>(2) 国外関連取引に係る資金を、当該国外関連取引と通貨、取引時期、期間等が同様の状況の下で国債等により運用するとした場合に<u>得られた</u>であろう利率 <u>((1)に掲げる利率を用いることができる場合を除く。)</u></p> <p>(追加)</p> <p>(注) <u>(1)に掲げる利率を適用する場合においては、国外関連取引の貸手における銀行等からの実際の借入れが、(1)で規定する同様の状況の下での借入れに該当するときには、当該国外関連取引とひも付き関係にあるかどうかを問わないことに留意する。</u></p> <p>(役務提供)</p> <p>2-8 役務提供について調査を行う場合には、次の点に留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(注) 無形資産が役務提供を行う際に使用されているかどうかについて調査を行う場合には、役務の提供と無形資産の使用は概念的には別のものであることに留意し、役務の提供者が当該役務提供時に<u>措置法通達 68 の 88(2)-3の(8)に掲げる無形資産を用いているか、当該役務提供が役務の提供を受ける法人の活動、機能等にどのような影響を与えているか等について検討を行う。</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p>(措置法通達 68 の 88(6)-5に定める方法以外の方法による役務提供取引の検</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2-10</p> <p>(1) 連結法人が国外関連者との間で行う役務提供のうち、当該連結法人又は当該国外関連者の本来の業務に付随した役務提供について調査を行う<u>場合には、必要に応じ、当該役務提供の総原価の額を独立企業間価格とする原価基準法に準ずる方法と同等の方法の適用について</u>検討する。</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>(2) 連結法人が国外関連者との間で行う(1)以外の役務提供について調査を行う<u>場合において、当該役務提供が次に掲げる要件の全てを満たしているときには、必要に応じ、(1)と同様の方法の適用について</u>検討する。</p> <p>イ～ホ (省 略)</p> <p>(無形資産の使用許諾取引)</p> <p>2-13</p> <p>なお、その使用許諾取引の開始時期については、<u>非関連者間取引における例</u>を考慮するなどにより、当該無形資産の提供を受けた日、使用を開始した日又はその使用により収益を計上することとなった日のいずれかより、適切に判断する。</p> <p>第3章 独立企業間価格の算定等における留意点</p> <p><u>(最も適切な方法の選定に関する検討)</u></p>	<p>討)</p> <p>2-10</p> <p>(1) 連結法人が国外関連者との間で行う役務提供のうち、当該連結法人又は当該国外関連者の本来の業務に付随した役務提供について調査を行う<u>に当たり、措置法通達 68 の 88(6)-5 に定める方法のいずれも適用できない場合には、当該役務提供の総原価の額を独立企業間価格として、当該役務提供に係る対価の額の適否を</u>検討する。</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p>(2) 連結法人が国外関連者との間で行う(1)以外の役務提供について調査を行う<u>に当たり、措置法通達 68 の 88(6)-5 に定める方法のいずれも適用できない場合で、次に掲げる要件のすべてを満たしているときには、(1)と同様の方法で当該役務提供に係る対価の額の適否を</u>検討する。</p> <p>イ～ホ (同 左)</p> <p>(無形資産の使用許諾取引)</p> <p>2-13</p> <p>なお、その使用許諾取引の開始時期については、<u>非関連者間の取引の例</u>を考慮するなどにより、当該無形資産の提供を受けた日、使用を開始した日又はその使用により収益を計上することとなった日のいずれかより、適切に判断する。</p> <p>第3章 独立企業間価格の算定等における留意点</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><u>3-1 措置法第 68 条の 88 第 2 項に規定する最も適切な方法（以下「最も適切な方法」という。）の選定のための検討を行う場合には、措置法通達 68 の 88(3) - 3 に掲げる諸要素等に基づいて国外関連取引の内容等を的確に把握し、措置法通達 68 の 88(2) - 1 の(1)から(4)までに掲げる点等を勘案して当該国外関連取引に係る比較対象取引の有無等を検討することに留意する。</u></p> <p><u>(独立企業間価格の算定における基本三法の長所)</u></p> <p><u>3-2 独立企業間価格の算定方法のうち、取引の価格を直接比較する独立価格比準法（独立価格比準法と同等の方法を含む。以下同じ。）は、独立企業間価格を最も直接的に算定することができる長所を有し、また、売上総利益に係る利益率（措置法第 68 条の 88 第 2 項第 1 号ロ及びハに規定する政令で定める通常の利益率をいう。）に基づき算定された価格を比較する再販売価格基準法及び原価基準法（再販売価格基準法と同等の方法及び原価基準法と同等の方法を含む。以下同じ。）は、独立価格比準法に次いで独立企業間価格を直接的に算定することができる長所を有することに留意する。</u></p> <p><u>したがって、最も適切な方法の選定に当たり、措置法通達 68 の 88(2) - 1 の(1)から(4)までに掲げる点等を勘案した結果、最も適切な方法の候補が複数ある場合において、独立価格比準法の適用における比較可能性が十分であるとき（国外関連取引と比較対象取引との差異について調整を行う必要がある場合は、当該調整を行うことができるときに限る。以下同じ。）には、上記の長所により独立価格比準法の選定が最も適切となり、また、独立価格比準法を選定することはできないが、再販売価格基準法又は原価基準法の適用における比較可能性が十分であるときには、上記の長所により再販売価格基準法又は原価基準法の選定が最も適切となることに留意する。</u></p> <p><u>(差異の調整方法)</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(差異の調整方法)</p>

改正後	改正前
<p>3-3 国外関連取引と、<u>比較対象取引又は措置法通達 68 の 88(3)-1 の(5)に掲げる取引との差異について調整を行う場合には、例えば次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める方法により行うことができることに留意する。</u></p> <p>.....</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(無形資産の使用を伴う国外関連取引に係る比較対象取引の選定)</p> <p>3-4 <u>措置法通達 68 の 88(3)-3 の取扱いの適用において、連結法人又は国外関連者が無形資産の使用を伴う国外関連取引を行っている場合には、比較対象取引の選定に当たり、無形資産の種類、対象範囲、利用態様等の類似性について検討することに留意する。</u></p> <p>(比較対象取引が複数ある場合の独立企業間価格の算定)</p> <p>3-5 <u>国外関連取引に係る比較対象取引が複数存在し、当該比較対象取引に係る価格又は利益率等(国外関連取引と比較対象取引との差異について調整を行う必要がある場合は、当該調整を行った後のものに限る。以下「比較対象利益率等」という。)が形成する一定の幅の外に当該国外関連取引に係る価格又は利益率等がある場合には、原則として、当該比較対象利益率等の平均値に基づき独立企業間価格を算定する方法を用いるのであるが、中央値など、当該比較対象利益率等の分布状況等に応じた合理的な値が他に認められる場合は、これを用いて独立企業間価格を算定することに留意する。</u></p>	<p>3-1 国外関連取引と<u>比較対象取引</u>との差異について調整を行う場合には、例えば次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める方法により行うことができることに留意する。</p> <p>.....</p> <p>(1)～(4) (同 左)</p> <p>(無形資産の使用を伴う国外関連取引に係る比較対象取引の選定)</p> <p>3-2 <u>措置法通達 68 の 88(2)-3 の規定の適用において、連結法人又は国外関連者が無形資産の使用を伴う国外関連取引を行っている場合には、比較対象取引の選定に当たり、無形資産の種類、対象範囲、利用態様等の類似性について検討することに留意する。</u></p> <p>(比較対象取引が複数ある場合の独立企業間価格の算定)</p> <p>3-3 <u>措置法通達 68 の 88(2)-3 に規定する諸要素に照らしてその類似性の程度が同等に高いと認められる複数の比較対象取引がある場合の独立企業間価格の算定に当たっては、それらの取引に係る価格又は利益率等の平均値を用いることができることに留意する。</u></p>
<p>(利益分割法における共通費用の取扱い)</p> <p>3-6 利益分割法の適用に当たり、連結法人又は国外関連者の売上原価、販売費及び一般管理費その他の費用のうち国外関連取引及びそれ以外の取引の双方に関連して生じたもの(以下3-6において「共通費用」という。)がある</p>	<p>(利益分割法における共通費用の取扱い)</p> <p>3-4 利益分割法の適用に当たり、連結法人又は国外関連者の売上原価、販売費及び一般管理費その他の費用のうち国外関連取引及びそれ以外の取引の双方に関連して生じたもの(以下3-4において「共通費用」という。)がある</p>

改正後	改正前
<p>場合には、これらの費用の額を、個々の取引形態に応じて、例えば当該双方の取引に係る売上金額、売上原価、使用した資産の価額、従事した使用人の数等、当該双方の取引の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる要素の比に応じて按分し、当該国外関連取引の<u>分割対象利益等（措置法通達 68 の 88(5)－1 に定める分割対象利益等をいう。以下同じ。）</u>を計算することに留意する。</p> <p>なお、<u>分割対象利益等の配分に用いる要因</u>の計算を費用の額に基づいて行う場合にも、共通費用については上記に準じて計算することに留意する。</p> <p>(残余利益分割法の取扱い)</p> <p><u>3－7 残余利益分割法の適用に当たり、措置法施行令第 39 条の 112 第 7 項第 1 号ハ(1)に掲げる金額（以下「基本的利益」という。）については、同号ハ(1)に規定する「第 5 項、前項、次号又は第 3 号に規定する必要な調整を加えないものとした場合のこれらの規定による割合」のうち、最も適切な利益指標を選定して計算することに留意する。</u></p> <p><u>(注) 措置法通達 68 の 88(3)－1 の(5)に掲げる取引が複数存在する場合の基本的利益の計算については、原則として、当該取引に係る上記の割合の平均値を用いるのであるが、当該上記の割合の分布状況等に応じた合理的な値が他に認められる場合は、これを用いることに留意する。</u></p> <p>なお、上記の割合は、措置法施行令第 39 条の 112 第 7 項第 1 号ハ(1)の<u>かっこ書きに規定する必要な調整を加えた後の割合であることに留意する。</u></p> <p>(取引単位営業利益法の適用における比較対象取引の選定)</p> <p><u>3－8 国外関連取引と非関連者間取引との差異が措置法第 68 条の 88 第 2 項第 1 号イに規定する対価の額又は同号ロ及びハに規定する通常の利益率の算定に影響を及ぼす場合であっても、措置法施行令第 39 条の 112 第 7 項第 2 号及</u></p>	<p>場合には、これらの費用の額を、個々の取引形態に応じて、例えば当該双方の取引に係る売上金額、売上原価、使用した資産の価額、従事した使用人の数等、当該双方の取引の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる要素の比に応じて按分し、当該国外関連取引の<u>分割対象利益（措置法通達 68 の 88(4)－1 に規定する分割対象利益をいう。以下同じ。）</u>を計算することに留意する。</p> <p>なお、<u>分割要因（分割対象利益の配分に用いる要因をいう。）</u>の計算を費用の額に<u>基いて</u>行う場合にも、共通費用については上記に準じて計算することに留意する。</p> <p>(残余利益分割法の取扱い)</p> <p><u>3－5 措置法通達 68 の 88(4)－5 に規定する残余利益分割法の適用に当たり、分割対象利益のうち「重要な無形資産を有しない非関連者間取引において通常得られる利益に相当する金額」については、例えば、国外関連取引の事業と同種の事業を営み、市場、事業規模等が類似する法人（重要な無形資産を有する法人を除く。）の事業用資産又は売上高に対する営業利益の割合等で示される利益指標に基づき計算することに留意する。</u></p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><u>び第3号に規定する割合の算定においては、当該差異が影響を及ぼすことが客観的に明らかでない場合があることから、取引単位営業利益法の適用においては、基本三法の適用に係る差異の調整ができない非関連者間取引であっても、比較対象取引として選定して差し支えない場合があることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 国外関連取引の当事者が果たす主たる機能と非関連者間取引の当事者が果たす主たる機能が異なる場合には、通常その差異は上記の割合の算定に影響を及ぼすことになることに留意する。</u></p> <p>(取引単位営業利益法における販売のために要した販売費及び一般管理費)</p> <p><u>3-9</u> (省略)</p> <p>(推定による課税を行う場合の留意事項)</p> <p><u>3-10</u></p> <p>(1) 措置法施行令第39条の112第11項第1号に掲げる方法の適用に当たっては、<u>措置法通達68の88(5)-1から68の88(5)-3までの取扱い</u>を準用することとし、原則として連結法人及び国外関連者が属する企業集団の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類(以下「連結財務諸表等」という。)における国外関連取引に係る事業に係る営業利益又はこれに相当する金額(以下「営業利益等」という。)を同号に規定する要因で分割することにより当該連結法人及び国外関連者への配分計算を行うことに留意する。</p> <p>(注)……………</p> <p>(2) 措置法施行令第39条の112第11項第4号に掲げる方法の適用に当たっては、<u>措置法通達68の88(6)-1の取扱い</u>を準用することに留意する。</p>	<p>(取引単位営業利益法における販売のために要した販売費及び一般管理費)</p> <p><u>3-6</u> (同左)</p> <p>(推定による課税を行う場合の留意事項)</p> <p><u>3-7</u></p> <p>(1) 措置法施行令第39条の112第11項第1号に掲げる方法の適用に当たっては、<u>措置法通達68の88(4)-1ないし68の88(4)-5</u>を準用することとし、原則として連結法人及び国外関連者が属する企業集団の財産及び損益の状況を連結して記載した計算書類(以下「連結財務諸表等」という。)における国外関連取引に係る事業に係る営業利益又はこれに相当する金額(以下「営業利益等」という。)を同号に規定する要因で分割することにより当該連結法人及び国外関連者への配分計算を行うことに留意する。</p> <p>(注)……………</p> <p>(2) 措置法施行令第39条の112第11項第4号に掲げる方法の適用に当たっては、<u>措置法通達66の88(5)-1</u>を準用することに留意する。</p>
第4章 国外移転所得金額等の取扱い	第4章 国外移転所得金額等の取扱い

改正後	改正前
<p>(国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱いに関する留意事項)</p> <p>4-1 連結親法人が自己又はその連結子法人について国外移転所得金額の返還を受ける予定であるため、<u>措置法通達 68 の 88(9)-2 に定める書面</u>を提出した場合において、その連結親法人又は連結子法人が、当該書面に記載された金額の全部又は一部について返還を受ける予定の日後に返還を受けた場合には、予定日後に返還を受けたことについて合理的な理由があるかどうかを検討した上で、<u>措置法通達 68 の 88(9)-2 の取扱いの適用の有無を判断する。</u></p> <p>(注) <u>措置法通達 66 の 88(9)-2 に定める書面の様式</u>に関し、連結法人から照会があった場合には、「国外移転所得金額の返還に関する届出書」(別紙様式 1) を用いて差し支えない旨回答する。</p> <p>第 5 章 事前確認手続</p> <p>(事前確認の申出)</p> <p>5-2</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 連結法人に係る事前確認の申出は、その事前確認を受けようとする連結事業年度 (以下「確認対象連結事業年度」という。) のうち最初の<u>連結事業年度開始の日</u>までに、確認対象連結事業年度、審査対象連結法人、当該審査対象連結法人に係る国外関連者、事前確認の対象となる国外関連取引 (以下「確認対象取引」という。) 及び独立企業間価格の算定方法等を記載した「独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書」(別紙様式 2。以下「連結確認申出書」という。) を審査対象連結法人ごとで、かつ、その国外関連者の所在地国ごとに連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出することに</p>	<p>(国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱いに関する留意事項)</p> <p>4-1 連結親法人が自己又はその連結子法人について国外移転所得金額の返還を受ける予定であるため、<u>措置法通達 68 の 88(8)-2 に規定する書面</u>を提出した場合において、その連結親法人又は連結子法人が、当該書面に記載された金額の全部又は一部について返還を受ける予定の日後に返還を受けた場合には、予定日後に返還を受けたことについて合理的な理由があるかどうかを検討した上で、<u>措置法通達 68 の 88(8)-2 の規定の適用の有無を判断する。</u></p> <p>(注) <u>措置法通達 68 の 88(8)-2 に規定する書面の様式</u>に関し、連結法人から照会があった場合には、「国外移転所得金額の返還に関する届出書」(別紙様式 1) を用いて差し支えない旨回答する。</p> <p>第 5 章 事前確認手続</p> <p>(事前確認の申出)</p> <p>5-2</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 連結法人に係る事前確認の申出は、その事前確認を受けようとする連結事業年度 (以下「確認対象連結事業年度」という。) のうち最初の<u>連結事業年度開始の日の前日</u>までに、確認対象連結事業年度、審査対象連結法人、当該審査対象連結法人に係る国外関連者、事前確認の対象となる国外関連取引 (以下「確認対象取引」という。) 及び独立企業間価格の算定方法等を記載した「独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書」(別紙様式 2。以下「連結確認申出書」という。) を審査対象連結法人ごとで、かつ、その国外関連者の所在地国ごとに連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出す</p>

改 正 後	改 正 前
<p>より行うものとする。</p> <p>(注) 確認対象連結事業年度のうち最初の<u>連結事業年度開始の日</u>が、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日その他一般の休日又は国税通則法施行令第 2 条第 2 項（（期限の特例））に規定する日に当たるときは、これらの日の翌日までに提出することにより行うものとする。</p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(様式 1 の裏面)</p> <p style="text-align: center;">国外移転所得金額の返還に関する届出書の記載要領</p> <p>1 この届出書は、租税特別措置法第 66 条の 4 又は第 68 条の 88 に規定する国外関連取引の対価の額とその国外関連取引に係る独立企業間価格との差額（以下「<u>国外移転所得金額</u>」といいます。）の全部又は一部を<u>租税特別措置法関係通達（法人税編）66 の 4 (9)－2 又は同通達（連結納税編）68 の 88(9)－2</u>に基づきその国外関連者から返還を受けることとした場合に使用します。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p><u>(経過的处理い・・・改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>改正法令（現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 82 号）、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 23 年政令第 199 号）</u></p>	<p>ることにより行うものとする。</p> <p>(注) 確認対象連結事業年度のうち最初の<u>連結事業年度開始の日の前日</u>が、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日その他一般の休日又は国税通則法施行令第 2 条第 2 項（（期限の特例））に規定する日に当たるときは、これらの日の翌日までに提出することにより行うものとする。</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(様式 1 の裏面)</p> <p style="text-align: center;">国外移転所得金額の返還に関する届出書の記載要領</p> <p>1 この届出書は、租税特別措置法第 66 条の 4 又は第 68 条の 88 に規定する国外関連取引の対価の額とその国外関連取引に係る独立企業間価格との差額（以下「<u>国外移転所得金額</u>」といいます。）の全部又は一部を<u>租税特別措置法関係通達（法人税編）66 の 4 (8)－2 又は同通達（連結納税編）68 の 88(8)－2</u>に基づきその国外関連者から返還を受けることとした場合に使用します。</p> <p>2・3 (同 左)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成 23 年財務省令第 35 号)をいう。)による改正に伴うこの事務運営指針の取扱いの改正及びこれらの改正に伴う別冊「連結法人に係る移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」の変更部分は、平成 23 年 10 月 1 日以後開始する連結事業年度に係る調査及び事前確認審査について適用し、同日より前に開始する連結事業年度に係る調査及び事前確認審査については、なお従前の例による。</u></p>	